

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童手当等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八雲町は、児童手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道八雲町長

## 公表日

令和8年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当または特例給付の支給に関する事務の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①資格情報 ②年金保険情報 ③所得情報 ④金融機関情報
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、番号管理連携システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 81の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八雲町(総務課) 二海郡八雲町住初町138番地 0137-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八雲町(住民生活課児童係) 二海郡八雲町住初町138番地 0137-62-2112
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」により示された留意事項等を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員を対象に、番号制度に係る情報連携のeラーニング研修を実施し、セキュリティ意識を高めているため。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	I 1. ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当または特例給付の支給に関する事務の処理を行う。	児童手当法に基づき、児童手当または特例給付の支給に関する事務の処理を行う。	事後	
平成29年6月29日	I 1. ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー	児童手当システム、中間サーバー、番号管理連携システム	事後	
平成29年6月29日	I 3法令上の根拠	なし	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
平成29年6月29日	I 5. ②所属長	住民生活課長 山田 耕三	住民生活課長 竹内 友身	事後	
平成29年6月29日	II 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月29日	II 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年11月20日	I 5. ②所属長	住民生活課長 竹内 友身	住民生活課長 川口 拓也	事後	
令和1年6月21日	I 5. ②所属長	住民生活課長 川口 拓也	住民生活課長	事後	
令和1年6月21日	I 7. 請求先	八雲町(住民生活課児童係)	八雲町(総務課)	事後	
令和1年6月21日	I 8. 連絡先	0137-62-2111	0137-62-2112	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数	平成29年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数	平成29年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年4月30日	II 1. 対象人数	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	II 2. 取扱者数	令和1年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月15日	評価実施機関名	八雲町長	北海道八雲町長	事後	
令和4年3月15日	II 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月15日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年12月23日	I 1. ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、番号管理連携システム	児童手当システム、中間サーバー、番号管理連携システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和8年2月25日	II 1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月25日	II 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月25日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表第一(81の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	
令和8年2月25日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二(26, 30, 74, 75, 87の項)	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 106, 107の項	事後	
令和8年2月25日	IV 8. 人手を介在させる作業	-	新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和8年2月25日	IV 11. 人手を介在させる作業	-	新様式への変更に伴う項目の追加	事後	